

可認局遞驛

明治十九年十月十六日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第五號

英吉利法律學



目次

○ 契約法  
法學士 土方寧

○ 代理法 (第三號ノ續キ)  
米國法律學士 菊池武夫

○ 組合法  
法學士 松野貞一郎

○ 英國刑法 (第三號ノ續キ)  
法學士 澁谷慥爾

ナ帳簿ニ記入スルニアリ元來羅馬ニテハ一般ニ帳簿ヲ備ヘ之ニ金錢  
 出入ノコトヲ記入スルノ習慣アリテ一旦帳簿ニ記入シタルトキハ之  
 ナ以テ債主權ノ證據トスルヲ得ヘシトセシナリ然ルニ此書約ハ普通  
 ノ人民間ニハ如何ナル故ナルカ永ク行ハレス其レカ爲メ今日ニ至リ  
 テハ如何ナル性質ノ契約ナリシカ之ヲ知ルニ甚不便ナリ蓋シ銀行間ニ  
 ハ一時盛ニ行ハレシト雖ジヤスチニヤン帝以前既ニ全ク廢絶ニ歸セ  
 シト云フ故ニ此契約ニツキ諸君ノ注意スヘキハ只帳簿ニ記入セルコ  
 トカ原因トナリ其レカ爲メ金錢支拂ノ義務ヲ生スルモノトセルノ一  
 事ニアリ

**第三** コントラクトス、リー、 **物約**  
 物約トハ物品ヲ授受シタルカ爲メニ契約ノ効ヲ生スルモノニシテ其  
 契約ノ義務ハ既ニ受取リタル物品ヲ返還スルニアリ故ニ物約ハ無式

偏務ノ契約ト謂フヘシ此物約ヲ分テ五種トス今順次其大畧ヲ述ヘン

一 ろミユチユム 代用物貸借

三 代用物貸借トハ金錢、穀物、酒、油等ノ如キ重量、數ヲ以テ計リ得ヘキ  
 事ニ物品ノ貸借ナリ右種類ノ物品ヲ稱シテ代用物ト云フ而シテ此契  
 約ハ同量同質ノ物品ヲ返還スルニ止リ借リタル其物ヲ返還スル  
 事ニ及ハス物品ヲ借リ復タ其物ヲ返還ストセハ唯徒勞ニ過キサルノ  
 事ニ何トナレハ此等ノ物品ハ使用ニ從テ消滅スヘキ性質アレハナ  
 り故ニ其返還スヘキ物品ハ既ニ借リタルモノト同物ニアラサル  
 事モ可ナリトセリ或ハ之ヲ法律上ノ結果ヨリシテ嚴密ニ論スルト  
 事モキハ代用物ノ貸借ハ決シテ貸借トハ謂フヘカラス他日贈與ヲ受  
 出タルノ約ヲ受ケタル者ニ於テ贈與ヲナスニ過キス何トナレハ其  
 物品ノ所有權ハ直ニ借主ニ移轉スレハナリ代用物貸借ノ場合

Commodatum

Nonfungible things

ニハ利足等ヲ拂フニ及ハス只既ニ借リタルト同量同質ノ物品ヲ返還スルノ義務アルニ過キス蓋シ物品ヲ受取リタルコトカ原因トナリテ其物品又ハ同量同質ノ物品ヲ返還スヘキ義務ヲ生スルモノトスレハナリ故ニ利足ヲ拂フノ義務ヲ負ハセントナラハ更ニ口約ヲ以テセサルヘカラス

二 ニコンモデータム 不代用物貸借

不代用物貸借トハ衣服書籍時計其他有形ノ器具類ノ貸借ヲ云フ此等ノ物品ハ借主使用スルモ消滅セサル性質ヲ有セリ故ニ借主ハ借受ケタル其物ヲ返還スルノ義務アリ從テ其物品ノ所有權ハ貸主ニ存スルモノトス使用ニ因テ消滅セサル物品ヲ不代用物ト云フ不代用物貸借ト代用物貸借トハ其目的物ノ代用スヘキト代用スヘカラサルトノ差異アルノミニシテ其他ハ二者同一ナルモ

三 附托 ヘデポジタム

ノトス  
 附托トハ無報酬ニテ他人ニ物品ヲ委托スルヲ云フ故ニ委托人ハ  
 賃錢ヲ拂ハス又受托人ハ之ヲ使用スヘキニアラス只其物品ヲ保  
 管シ若シ期限アルトキハ其期限ニ物品ヲ返スノ義務アルノミ若  
 シ受托人其物品ヲ使用スルノ利益ヲ有スルトセハ代用物又ハ不  
 代用物貸借之中ニ入ルヘク委托人ニ於テ賃錢ヲ拂フトセハ賃貸  
 ニ屬スヘシ

四 質入 ミピシナス

質入トハ金錢ヲ借り入タルトキ之カ返済ノ義務ヲ堅固ナラシム  
 ル爲メ負債主ノ所有品ヲ債主ニ附托シ置クコトヲ云フ而シテ質  
 入ノ効ハ現ニ金錢ヲ借り入レ現ニ附托物ヲ債主ニ渡スノ後ニ始

メテ生スルモノトス然レトモ其物品ヲ渡スハ金錢ヲ借り入ルハ  
ト同時ナラサルモ可ナリ而シテ質入ノ取引ヲナシタル結果ハ債  
主即チ質取主ニ於テハ貸金受領ノ上ハ質物ヲ返還スルノ義務ア  
リ又質置主ニ於テハ貸借ノ期限ニ至リテ其借金ヲ返辨スルノ義  
務及ヒ其義務ヲ盡シタル後質物ヲ取戻スノ權利アリ此質入取引  
ノ場合ニハ質取主、質置主、共ニ義務アリ故ニ或ハ之ヲ雙務ノ契約  
ニ如クニ認ムル者アルヘシト雖法律上決シテ然ルニアラス其實  
ハ代用物代借ト附托トノ二性質ヲ兼備セル二個ノ偏務契約ヨリ  
成立スルモノニシテ金錢ヲ借り入レタル者之ヲ返辨スルノ義務  
ハ現ニ金錢ヲ受取リシトキニ生シ質取主ノ質物ヲ返還スルノ義  
務モ亦現ニ其質物ヲ受取リシトキニ生スルモノトス  
以上物約ノ四種類ハ現ニ受取リシ物品ノミヲ返還スルノ義務ヲ生ス

ルモノニシテ皆偏務ノ契約ナリトス面シテ代用物、不代用物ノ貸主又ハ質取主若シ賃錢又ハ利金ヲ得ントセハ其賃錢又ハ利金仕拂ヲ受クルノ契約ハ別ニ口約ヲ以テセサルヘカラス何トナレハ物約ハ現ニ受取リシ物品ノミチ返還スルノ義務ヲ生スルモノナレハ其現ニ受取リタルコトナク餘分ノ物品又ハ金錢ヲ返還スヘキ原由ナケレハナリ其後法律ハ或種類ノ契約ヲ認メテ之ヲ保護スルニ至レリ然レトモ其契約ハ從來特別ノ名稱ナカリシヲ以テ之ヲ總稱シテ無名約ト云ヘリ

## 五

無名約 イノミ子ト、コントラクト

無名約トハ契約ヲ結ヒタル一方ノ對手自己ノ約束ヲ履行シタルカ爲メ他ノ一方ノ對手ニ於テモ亦其約束ヲ履行スヘキ義務ヲ生セシムル無式偏務ノ契約ヲ云フ譬ヘハ賣買ノ約束ヲナスニ當リ賣主若シ其賣ラントスル物品ヲ現ニ引渡ストキハ買主モ亦其代



價ヲ仕拂フノ義務ヲ生スルカ如シ  
法律上合意約ヲ保護スルニ至レルノ以前ハ單ニ賣買ヲ爲スヘキ  
約束ノミニテハ賣主買主ノ雙方ニ義務ヲ生スルコトナカリシト  
雖賣買ノ約束ヲナシタル後一方ニ於テ現ニ物品ヲ引渡シ又ハ一  
方ニ於テ其代價ヲ仕拂フタルトキハ他ノ一方ニ於テモ亦其義務  
ヲ盡スヘキ法律上ノ責任ヲ負フモノトセリ斯ル結果ヲ生セシム  
ル所以ノモノハ必竟スルニ一方ノ者ヲシテ義務ヲ盡サシメ以テ  
利益ヲ得而シテ自己ノ義務ヲ盡サ、ルトキハ恰モ他人ヨリ物品  
ヲ借入レ之ヲ返還セサルニ同シケレハナリ  
然レトモ無名約ナルモノハ他ノ四種類ノ物約トハ大切ナル點ニ  
於テ異ナル所アリ即チ物約ノ場合ニハ現ニ受取りタル物品ヲ返  
還スルノ義務アレトモ無名約ニ於テハ現ニ受取りシ物品ヲ返還

スルニアラスシテ其利益ヲ得タルカ爲メ之ニ對スルノ義務ヲ盡  
 スニアルモノトス然ルニ無名約ハ口約又ハ書約等ノ如ク格段ナ  
 ル式ヲ經タルカ爲メ契約ノ効ヲ生スルニアラスシテ現ニ利益ヲ  
 得タルカ爲メニ其利益ニ對スル義務ヲ生スルモノニシテ此點ニ  
 於テハ無名約モ亦物約ト同一ナルカ故ニ法律上無名約ヲ認ムル  
 ニ及ヒテ之ヲ物約中ニ入ル、ニ至レリ  
 羅馬ノ法律ニテハ英吉利法律ニテ云フカ如キ約因ノ思想未充分  
 ニ發達セザリシト雖今日ヨリシテ之ヲ考フレハ無名約ハ英吉利  
 ノ契約法ニテ既行ノ約因ヲ以テ成立スル契約ト同一ナルモノ、  
 如シ

第四

合意約 チ コントラクトス、コンセンシユ

合意約トハ契約ヲ結ヒタル對手雙方ノ合意ノミニテ契約ノ効力ヲ生

スルモノニシテ此契約ハ無式ノ雙務契約ヲ本體トス而シテ合意約ニハ左ノ四種アリ

一 買賣契約 リエムプレンヨ、ウエンヂンヨ

買賣契約トハ物件ノ賣買ヲ爲スヘキノ契約ニシテ其結果ハ賣主ニ於テハ物品ヲ引渡スコトヲ以テ其重ナル義務トシ買主ニ於テハ代金ヲ仕拂フコトヲ以テ其重ナル義務トス此契約ニ於テハ別ニ法式ヲ要セスシテ雙方共ニ義務ヲ帶フルヲ以テ無式雙務ノ契約ナリ而シテ一方ノ者既ニ義務ヲ盡シタルトキハ偏務ノ無名約ニ變化スルモノニシテ此場合ニ於テハ法律ノ合意約ヲ保護セサル以前ヨリ既ニ有効ノモノトセルコトハ前既ニ述ヘタルカ如シ

二 賃貸契約 取口ケシヨ、コンダクシヨ

賃貸契約トハ物品ヲ貸與シ又ハ勞力ヲ施スヘキ約束ニ對シテ貸

契約法

賃ヲ拂ヒ又ハ其他ノ報酬ヲ爲スヘキ約束ヲ云フ賃貸契約ハ雙務  
 ニノ契約ナリ故ニ貸主ニ於テ違約スルモ借主ニ於テ違約スルモ各  
 訴權ヲ生スヘシ又別ニ法式ヲ踐ムヲ要セサルカ故ニ賃借ハ無式  
 ノ契約ナリ而シテ契約ヲ結ヒタル一方ニ於テ契約ヲ結フト同時  
 ニ自己ノ約スル義務ヲ履行シタルトキハ是亦偏務ノ無名約ニ變  
 化スルコト賣買ノ場合ニ同シ

三 るマシデアーダム  
 代理契約

代理契約トハ人ニ委托セラレタルコトヲ執行スルノ義務ヲ生ス  
 ル契約ヲ云フ此契約ノ本體ハ偏務ノ契約ナリトス何トナレハ委  
 托セラレタル者ノミニ於テ其盡スヘキ義務ヲ負擔シ委托者ニ於  
 テハ別ニ義務ヲ負擔スルコトナケレハナリ  
 又代理契約ハ無報酬ノ契約ナリトス代理者若シ賃錢ヲ受取ルトキ

代理法

人ニ於テ所爲ノ一分部ヲ追認シテ其他ノ部分ヲ排斥スルヲ得ルトセ  
ハ自分ノ利益ニ爲ル部分ノミヲ追認シテ不利益ナル部分ヲ排斥スル  
ニ至リ第三者ノ迷惑思知ルヘキナリコレ此規則アル所以ナリ  
右等ノ條件ニ依リ本人一度追認セハ其後再ヒ之ヲ取消スコトヲ得サ  
ルナリ但シ前ニ云ヘル情况ヲ知ラスシテ追認シタルトキハ例外ナリ以  
上ニテ代人ヲ委任スル方法ヲ云ヒ了ハレリ以下代人ノ權限ノコトヲ  
云ハントス

### 代理人ノ權限

代理人ノ權限トハ本人ヨリ授ケラレタル權力ノ範圍ヲ稱スルモノニ  
シテ固ヨリ代理ノ委任ハ基礎ナレハ委任ヨリシテ權限生セサル可ラ  
サルナリ乃チ委任ノ主意ニテ權力ノ範圍ヲ定メサル可ラス例ヘハ物  
品賣却ノ事ヲ委托セラレタル代理人ハ賣却ノ權ハアレトモ買入ノ權

Extent of  
Authority

代理人ノ  
權限

六有セサルカ如シ然レトモ此規則ニハ附則アリテソハ如何ナル規則  
 ナリヤト云フニ委任ノ事柄ヲ仕遂クルニ相當ニシテ且通常ナル方便  
 又ハ手段ヲ用フル權力アリトノ定メナリ例ヘハ余カ大阪ノ甲銀行ヨ  
 リ振出シタル約束手形ヲ東京ノ或銀行ニ持參シテ其支拂請求ノコトヲ  
 委托セシトキ東京ノ銀行ハ其「コレレスボンデンス」ノ約定アル大坂ノ  
 乙銀行又ハ丙銀行ニ依頼シテ其金ヲ引出サシムルコトヲ得余ハ正金  
 ヲ引出シ吳レヨト頼ミタルノミニテ引出シ方ニ付テハ何等ノ事ヲモ  
 申置サリシナレトモ東京銀行ハ態々人ヲ大坂ニ差立ツルニ及ハス前  
 陳ノ如キ方便手段ヲ用ヒテ正金ヲ引出スモ可ナリ何トナレハ右ノ手  
 段ハ銀行社會ノ習慣ニ適ヒ爾モ相當ナルモノナレハナリ  
 今日ハ前回ニ續キ代理人ノ權限ヲ論スヘシ前回ニ代理人ノ權限ハ委  
 任ヨリシテ生スルコト又之ニ付帶シタル規則アリテ委任ノ事柄ヲ仕

遂クル爲メ相當ニシテ且尋常ノ手段ヲ用フル權力ハ自ラ代理權内ニ  
 包含スルコトヲ云ヘリ扱此手段ハ啻ニ相當ナルノミナラス亦尋常ノモ  
 ノナラサレハ不可ナリ右ハ當然ノ規則ニシテ本人タルモノカ非常ノ  
 手段ヲ用フルコトヲ代理人ニ委任シタリトノ推測ハ通常得テ下スヘ  
 カラス故ニ好シヤ時ト場所トニ依リ使用スレハ本人ノ爲メ利益アリ  
 ト思ハル、手段ナリトモ同様ノ時同様ノ場合ニ於テ通常世人ノ用フル  
 モノニアラサレハ其手段ヲ使用スルコトヲ得サルナリ例ヘハ物ヲ賣  
 ルコトヲ委任セラレタル代理人ハ此物ハ斯々ノ品柄ナリトノ請合ヲ  
 爲シ得ルコトモアリ或ハ又請合ヲ爲シ得サルコトモアリ若シ商業上  
 ノ習慣ニテ斯ル請合ヲ爲スコト通常ナレハ代理人カ請合ヲ爲スコト  
 自カラ其ノ權限内ニ包含シアルモノナリ又之ニ反シテ請合ヲ爲スコ  
 トハ通常ノ習慣ナラストセンカ縱令請合ヲ爲セハ高價ニ賣捌キ得ル

場合ニ於テモ代理人ハ之ヲ爲スヲ得ス  
英國ノ習慣ニテ馬ノ賣買ハ必ス請合付ノ賣買ナリ例ヘハ此馬ニハ何ノ  
病氣故障モナシ或ハ此馬ハ血統正シキモノナリト云フカ如シ故ニ馬  
ノ賣買ヲ委任セラレタル代理人ハ別段ノ委任ナキモ此ノ如キ請合ヲ  
爲スコトヲ得ヘシ  
扱代理人ノ權限ハ委任ヨリシテ生スルカユヘニ之ヲ見出スニモ委任  
ヲ見出スト同様ノ方法手段ヲ用ヒサルヘカラス故ニ之ヲ説クニモ亦  
委任ヲ説キタル例ニ倣ヒテ申スヘシ  
第一、明意委任ニテ與ヘラレタル代理權限  
第二、包意委任ニ由リテ與ヘラレタル代理權限  
以下此順序ニテ講セントス  
第一、明意委任ヲ以テ與ヘラレタル代理權限



明意ノ委任ニ依テ與ヘラレタル代理人ノ權限ハ其文書若クハ言語ノ  
解釋ニ由テ知り得ルモノナリ之ニ就テモ例ノ相當ニシテ尋常ナル手  
段ヲ用フル規則ヲ始終頭腦ニ記シ置クヘシ例ヘテ申セハ委任狀ヲ以  
テ土地讓渡ヲ委任シタリトセヨ此時ハ日本ノ風俗ニテ云ヘハ此地處  
ニ付テハ他ヨリ一切故障無之萬一故障ヲ申立ツルモノ御座候節ハ讓  
渡人保證人罷出テ屹ト埒明申スヘシト云請合文句ヲ用ヒテ讓渡ヲ爲  
スコトヲ得何トナレハ此等ノ文句ハ日本ニテ通常用ユルモノナレハ  
代理人ニ此權限アルハ當然ナレハナリ  
又一ハ代理委任狀ニ何々ノ事ヲ委任スト箇條ヲ分ケテ記シ然後萬事  
貴殿ニ委任スト云廣キ意味ノ語ヲ用ヒアルトキハ如何ニ解釋シ得ル  
ヤ箇條外ニ何事ニテモ委任シタルモノトスヘキヤ將タ其箇條ノ事柄  
ヲ仕遂クルニ必要ナルコトノミナ委任シタルモノトスヘキヤト云フ

ニ解釋法ニテハ第二ノ方チ正當トスルナリ書面ノ解釋ハ何レカト云  
ヘハ嚴シク解釋スルヲ規則トス即チ成ルヘク文字通りニ爲シ汎キ解  
釋ヲ爲サ、ルナリ例ヘハ前例ニ申シタル土地ノ賣渡ヲ委任セラレタ  
ル代理人ハ其土地ヲ質入スルコトヲ得ス一方ヨリ考レハ物ヲ賣リテ  
モヨシト云ヘハ其レヨリ小キ質入ヲ爲シテモ差支ナキカ如シト雖通  
常ハ賣渡ノ文字ヲ解釋シテ質入ヲ包含スルモノトスルコト能ハサル  
ナリ併シコレモ只一例トシタルマテナレハ時ト場合トニ依テ色々變  
通スルコトヲ得ルモノニシテ通常賣却ヲ委任セラレタルモノハ質入  
スルヲ得ストノ例ニ引キタルノミ又本人ヨリ代理人ニ自分ノ營業ノ  
事柄萬端汝ニ委任スルトノ委任狀ヲ渡スモ其委任狀ニ依リテ本人ノ  
店ヲ賣却シ又質入トシ其他本人ノ財産ヲ移轉スルヲ得ストノ規則ア  
リ但商品ハ此限ニアラスト成居レリ日本ニテモ代理人ノ權力ニ就テ

ハ往々議論アリテ總理代人ハ何事ニテモ爲シ得ルトノ解釋モアルカ  
コレハ隨分危キ話ニテ往々世ヲ害シ利益ヲ與フルコト少キカ如シ左  
レハ英國ノ解釋法カ相當ノ如ク思ハルレトモ今日判決例ハ何レニ向  
ヒ居ルヤハ余ハ確ト存セヌカ規則ニ據レハ總理ノ場合ニ於テモ何々  
ノ箇條ヲ委任スト明ニ記スルコト肝要ニシテ唯何某ヲ以テ總理代人  
トスル趣ノ文言ノミニテハ完全ナル委任ナラヌコトニ思ハル  
扱此委任カ書面ニテ與ヘラレタル場合ニ代理人ト取引スルモノハ必  
委任狀ヲ披見シテ然後取引ヲ爲サルハカラス此規則ハ主トシテ法  
律上必ス委任狀ヲ用ヒサル可ラサル場合ニ適用セラル、ナリ例ヘハ不  
動産讓渡ノ時ハ英國ニテハ必ス捺印證書ノ委任狀ヲ要ス故ニ若シ不動  
産ヲ賣却スル代理人ヨリ不動産ヲ買取ルモノハ必ス委任狀ヲ見テ其代  
理人ノ權限ヲ有スルヤ否ヤヲ調ヘサル可ラス何トナレハ此場合ニハ

必<sup>ス</sup>委任狀アルヘケレハナリ若シ委任狀ヲ見スシテ取引シタル後代理人  
人權限外ノコトヲ爲シ損害ヲ蒙ムルモ自業自得何レニモ訴フルヲ得  
サルナリ  
又會社ト取引スルモノハ必<sup>ス</sup>會社ノ條款ヲ見テ頭取ノ權限如何ヲ知ラ  
サル可ラサルナリ如何トナレハ此場合ニハ必<sup>ス</sup>會社ノ條款ニ頭取ノ權  
限ヲ記シアルモノナレハナリ  
乍併本人ヨリ代理人ニ送ル内密<sup>(-)</sup>ノ訓示例ヘハ手紙又ハ其他ノ書キ物  
ニシテ本人ト代理人間ノ内相談ニ係ルモノハ代理人ト取引スル對手  
ハ閱見スルノ義務ナキモノナリ〔此事ハ後ニ至テ詳シク云ハン〕故ニ其  
内密ノ訓示ヲ見ル義務ナキヲ以テ代理人訓示ニ反シタルコトヲ爲ス  
モ對手ハ不幸ヲ蒙ムルコトナシトス  
又本人ヨリ代理人ニ與ヘラレタル委任狀ノ文意ニ様ニ解シ得ラルハ

包意委任  
ヨリシテ  
生スル代  
理人ノ權  
限

トキ本人ハ一方ノ意味ヲ以テ委任シ代理人ハ他ノ方ノ意味ヲ以テ委  
任ノコトヲ取計タルトキハ代理人ハ其權限ヲ踰ヘタリト云フヘキヤ  
此場合ニハ常ニ本人ニ不利益ヲ歸スル様ニ解釋スルカ當然ナリ但シ代  
理人カ善意ヲ以テ其委任狀ヲ解釋シタルトキニ限ルナリ若シ代理人  
ニ於テ本人ハ一方ノ意味ニ解シタルコトヲ知りツ、他ノ方ニ解釋ヲ  
爲シタルトキハ此限ニアラサルナリ

以上ハ明意委任ヨリシテ生スル代理人ノ權限ノ定メ方ヲ申シタルナ  
リコレヨリ包意委任ヨリシテ生スル代理人ノ權限ヲ申スヘシ

## 第二 包意委任ヨリシテ生スル代理人ノ權限

此包意委任ヨリシテ生スル代理人ノ權限ヲ申スニモ前ニ云ヘル代理  
人ヲ委任スル方法ノトキト同シ順序ヲ取りテ言ハントス

第一本人ノ所爲若クハ習慣ヨリシテ權限ノ生スルトキハ如何スヘキ

ヤ一人ノ所爲ニ於テハ固ヨリ其所爲若クハ習慣ヨリシテ如何ナル推測ヲ爲  
 スカ正當ナルヤ否ヲ定ムルニ外ナラス例ヘハ過日モ申シタル如ク商  
 店ニ居合スル人商店ノ品物ヲ客ニ賣ルヲ主人ハ知リツ、差止メサル  
 トキハ其賣渡シタル人ハ該品物ヲ賣ル權限ヲ主人ヨリ委任サレタル  
 モノト推測スルヲ得然ラハ此人ニ物品ヲ買入ル、權限アリヤト云ヘ  
 ハ否ス、ル推測ハ下スヲ得サルナリ故ニ買入ノ權限ハ其人ニ存セス  
 下決セサル可ラス然レトモ本人ト代理人トノ間ニ存スル習慣ニ因テ  
 ハ尋常推測シ得ヘキヨリハ廣キ權限ヲ與ヘタルモノト推測シ得ヘキ  
 場合アルコト固ヨリナリ誰ニテモ世間一般ノ習慣ニ定メアルモノヨ  
 リ廣キ權限ヲ與ヘント欲セハ固ヨリ之ヲ與フルコトヲ得又世間普通  
 ノモノヨリ大ナル權限ヲ常ニ與ヘラレ居ルモノハ其權限通りニ事ヲ爲

スヲ得ルモノナリ唯本人ハ世間ノ習慣ニ依テ與フルモ又否ラサルモ  
自分ノ勝手ナリトス  
第二人ノ關係ヨリ代理委任ノ生シタル場合ニ於テ其權限ハ如何シテ  
定ムルヤ前ニモ云ヘル如ク妻カ夫ノ代理人トナルハ通常ノコトナリ  
人ノ妻ハ自ラ家事向ニ付テハ夫ヲ代理スル權限アリ其權限ハ如何ト  
云フニ先ツ家事向ニ付テ必要ナル物品ノ供給是ナリ即チ飲食衣服モ人々  
ノ位地相應ニ供給スル如キ權限ハ人ノ妻タルモノニ存スルナリ而シ  
テ何品カ果シテ必要ナルヤ否ハ自ラ人々ノ地位ニ依テ定マラサル可  
カラス例ヘハ有福ノ商人ト貧乏ノ百姓トノ間ニ必要品ノ差別モアル  
ヘシ絹ノ衣服ハ商買人ニハ必要品タルモ百姓ニハ奢侈物ニ屬スル如  
キ理窟ニシテ人ノ位地ニ由リテ種々異ナルモノナレハ從テ妻ノ代理  
權モ之ニ伴フテ變スルモノナリ

又組合員間ニテハ營業上ニ關スルコトハ萬事萬端一人ニテ取計フコトヲ得ルモノナリ但シ其權限ノ詳細ハ組合法ニ讓テ爰ニ説カス

第三必要ヨリシテ代理委任ノ生シタルトキ代理人ノ權限如何ヲ申スヘシ此場合ニテハ代理人ノ權限ハ必要ノ度ト相適ハサル可ラス固ヨリ必要ヨリ生スル代理人ナレハ其權限モ亦必要ヨリ生セサル可ラス必要ノトキハ通常ニ在テハ爲スヲ得サルコトモ是非爲サ、ルヲ得サルコト往々アリ

サテコノ通常ノ例ハ船長ナリ船長ハ自分ノ航海ヲ爲スニ必要ナルトキハ船ヲ書入質トシ又ハ船ノ修繕其他乗込人ノ食料ヲ買入ル、爲メ借金スルコトヲ得ルナリ併シ乍ラ此權限モ必要ノ度ニ適セサル可ラス故ニ若シ船ノ書入ヲ爲サス船主ノ信用ニテ金子ヲ借入レ得ル場合又ハ船主ト通信スルヲ得ル場合ニハ先ツ信用ニテ借金シ或ハ船主ト通



信シタル上ニテ取扱ヲ爲サ、ルヘカラス併シ通信ニ多クノ時日ヲ要スルカ又ハ多クノ費用ヲ要スルトキハ此限ニアラス船長ノ權限ハ廣キモノニシテ海上ニテ難船スルトキハ積載スル物貨ヲ海中ニ投棄スルコトヲ得ヘク又或ハ積荷ノ腐敗スル恐アルトキハ之ヲ賣拂フコトヲモ得ヘキナリ皆是レ必要ヨリシテ此權生スルモノナリ

第四代理人ノ權限カ營業ノ性質ヨリシテ定マルコトアリ即チ代理人ノ業体ニ由リテ定マルモノナリ若シ代理人ノ營業カ能ク一般ニ知レ渡リテアレハ其營業上通例爲ス所ノ萬端ノ所爲ヲ爲ス權ハ其代理人ニ在リ然シ其業体一般ニ知レ渡ラサレハ不可ナリ仲買人競賣人代言人ノ如キハ其業体明ラカナルユヘ其營業上通例爲シ得ルコトハ別段ノ委任ナキモ之ヲ爲スヲ得ルナリ代理人ノ業体ヨリ權限生スルカユヘニ本人右ノ如キ代人ニ内密ノ訓示ヲ與ヘテ權限ヲ狹クセントスルモ

對手人ハ固ヨリ訓示ニ由テ束縛セラレス假リニ例ヲ競賣人ニ取テ申  
サンニ競賣人ハ何品ニテモ委託セラレタルモノヲ競賣ニ付スルハ世  
人ノ知ル所ナリ而シテ競賣ヲ爲スニ付テハ種々ノ手續アルコトニテ  
或ハ引札ヲ出シ賣渡ノ條件ヲ設クルハ通常ノ事ナレハ業体上自然之  
ヲ爲スノ權アリテ本人代理人間ノミナラス第三者ニモ知レ居ルユヘ  
假令本人代理人ニ手紙又ハ口上ニテ斯々ノコトハ爲ス可ラスト命ス  
ルモ其訓示ハ第三者ニ對シテ効ナキモノトス何トナレハ他人ノ窺知  
リ難キ手段ヲ用テ通常世間ニ知レ渡リタル代理人ノ權限ヲ狹クスル  
ハ不當ナレハナリ併シ乍ラ本人代理人間ニ於テハ訓示ノ効能アルコ  
ト勿論ニシテ代理人之ニ背ケハ其權限ヲ踰タルニ相違ナシ  
此本人ト代理人ト本人ト第三者間トノ權利ヲ混スルコトアルユヘ能  
ク注意セサル可ラス通常代理法ニテハ多クハ本人ト第三者間トノ事

總理代理人  
ノ區別

(一) General Agents  
(二) Special Agents

ナ記スルモノナリ畢竟代理權ニ關スル問題ハ多ク本人ト第三者間ニ  
起ルヲ以テナリ  
若シ右ノ言ニ反シ他人ノ業体カ世間ニ知レサルトキハ何人ト雖代理  
人ノ權限ヲ業体ヨリ推測スルコトヲ得ス假令取引ヲ爲ス人ハ代理人  
ノ權限ヲ知ルニ世間ニ知レサレハ業体上ヨリシテハ推測スルヲ得サ  
ルナリ業体ノ定マリタル人又ハ業体ノ定マラサル人ト云ヘルカ此序  
ニ總理代人ト部理代人トノ區別ヲ一言セン然シ爰ニ所謂ル總理代人  
部理代人トハ本邦ニテ同稱ヲ付スルモノト異ナリ原語ヲ直譯スレハ  
一般代理人特別代理人ト申スヘクシテ英米法ノ區別ハ本邦ノ區別ト  
全ク相適合スルモノニ非ス唯他ニ適當ノ文字ナキカ故ニ假リニ總理  
部理ノ文字ヲ用フル次第ナレハ諸君宜シク爰ニ注意シテ聽聞アラシ  
コトヲ希望ス

通常總理代人ニ付スル所ノ定義ニ依レハ本人ニ代リ一般ノ業務ヲ取  
 扱フモノヲ總理代人ト云ヒ或格段ナル事項ニ付テ本人ノ爲メニ取計  
 ナ爲スモノヲ部理代人ト云フトセリ乍併一般格段ト云フニ語ハ固ヨ  
 リ比較相對ノ語ナレハ何事ヲ爲シテ一般ト云ヒ何事ヲ格段ト云フヤ  
 ニ至テハ定マリタルコトナシトス例ヘハ物品賣却ヲ委任セラレタル  
 代理人ハ或格段ナル物品賣却ヲ委任セラレタル代理人ト對スレハ總  
 理代人ト云ハサルヲ得ス又本人ノ諸品賣却ヲ委任セラレタル代理人  
 ト諸品賣却及買入ヲ委任セラレタル代理人ト比較スレハ先キニ總理  
 代人ト云ヒシモノハ部理代人ト云ハサルヘカラス何トナレハ諸品賣  
 却ノ權限ヨリハ諸品賣却及買入ヲ委任セラレタルモノノ權限ハ廣キ  
 カユヘナリ

前回ニ於テ一般ノ業務ヲ委托セラレタルモノヲ總理代人ト云ヒ或格

段ナル事務ヲ委託セラレタルモノヲ部理代人ト云フハ通常ノ定義ナル旨ヲ述ヘタリ又或説ニハ或格段ナル種類ノ事ヲ總テ取扱フ人ヲ稱シテ總理代人ト云ヒ唯一事ニ付テ委任ヲ受ケタルモノヲ部理代人ト云フトアリ例ヲ擧ケテ申セハ甲カ物品ヲ賣ルトキニハ常ニ乙ニ賣却ノ事ヲ委任スル場合ニハ乙ハ賣却ト云フ格段ナル種類ノ事柄ハ總テ甲ニ代リテ取扱フユヘ乙ヲ總理代人ト云ヒ甲ヨリ唯一度或物ヲ賣ル權ヲ乙ニ授ケラレタルトキハ乙ヲ部理代人ト云フノ意味ナリ今假リニ競賣人ノ例ヲ出サンニ若シ余カ始終乙ナル競賣人ニ余ノ品物賣却ヲ委任セハ甲ヲ余ノ總理代人ト云ハサル可ラス之ニ反シテ唯一度乙ヲシテ余ノ物ヲ賣ラシメハ乙ハ余ノ部理代人ナルヘシ然ルニ何レノ學説ニ據ルモ競賣人仲人或ハ賣買仲人ノ如キハ稱シテ總理代人ト云フナリ左スレハ此説モ結局穩當ナラサルカ如シ若シ強テ斯クノ如キ

理由ニ依リテ總理代人ト部理代人トノ區別ヲ立テント欲セハ何事ニ  
限ラス本人ニ代リテ取扱ヲ爲スモノト其レヨリ狭キ權限ヲ有スルモ  
ノトノ間ニ區別ヲ立ツルノ外ニ仕方アルヘカラス現ニ我國ニテ總理  
代人ハ何事ニテモ爲シ得ルト云ヒ而シテ其レヨリ狭キモノハ部理代  
人ト云フニ至レリ又佛國民法千九百八十七條ヲ見レハ佛蘭西ニテモ  
同様ナルカ如シ然リ而シテ英米ノ法律ニテ云フ總理代人ハ日本ヤ佛  
蘭西ニテ云フ總理代人トハ異ニシテ日本佛蘭西ニテ總理代人ト云フ  
モノハ英米ニテハ更ニ無シト云フモ可ナリ(英語ニテ之ヲ「ユニバルサ  
ル、エゼント」ト云フ)  
サテ此總理代人ト部理代人トヲ區別スル理由ハ何クニ在ルヤ即チ之  
ヲ區別スルハ何ノ必要アルヤト問ハ、學者ノ説ニハ總理代人ノ權限  
ハ委任ノ事柄ヲ仕遂クルニ必要ニシテ且ツ尋常ノ手段ヲ用フル權ヲ

含有スルモノニシテ内密ノ訓示ニテ其權限ヲ制限セラレサルナリ然  
 ルニ部理代人ノ權限ハ丁度申付ケラレタル丈ヲ爲ス權ノミニシテ部  
 理代人ト取引スル他人ハ其權限ヲ知ル義務アリト之ヲ約言スレハ總  
 理代人ナレハ他人ハ其權限ヲ穿鑿スルニ及ハサレトモ部理代人ノ權  
 限ハ必ス取調ヘテ承知セサルヘカラストノ意味ナリ  
 サテ前例ニ立チ戻リ是規則ヲ競賣人ニ適用センニ若シ余カ始終乙ナ  
 ル競賣人ヲ使用セハ乙ハ余ノ總理代人ニシテ只一度乙ヲ使用セハ乙  
 ハ余ノ部理代人ナリ而シテ始メノ場合ニハ通常競賣人ノ有スル丈ノ  
 權限ヲ乙ハ有シ居ルモノト推測シテ可ナルモ只一度乙ヲ使用シタル  
 ニ止ルトキハ乙ト取引スル他人ハ常ニ乙ノ權限如何ヲ知りテ後取引  
 セサルヘカラス然ラハ則チ其結果ハ競賣人ト取引スル人ハ始終其果  
 シテ總理代人ナルカ部理代人ナルカヲ見出シテ取引セサル可ラサル

コトニ相成ルナリ左スレハ此規則ハ前後矛盾スルノミナラス全ク無用ノモノト云テ可ナリ何トナレハ總理代人ハ通常委任ノ事柄ヲ仕遂クルニ必要ノ事柄ハ爲シ得ルモノユヘ他人ハ自分ト取引スル代理人カ如何ナル委任權ヲ有スルヤヲ穿鑿スルニ及ハストハ云フモノ、自分ト取引スルモノハ總理代人ナルヤ將タ部理代人ナルヤハ穿鑿セサルヘカヲサルカユヘニ詰リ他人ハ終始代理人ノ權限如何ヲ見出サネハ成ラヌコト、成ルヲ以テナリ

前回ニ述ヘタル學說ニ依レハ委任業務ノ一般ナルト格段ナルトニ由リテ總理部理ノ區別ヲ付スヘキナレトモ一般格段トハ比較ノ語ナレハ標準ノ取り様次第ニテ同一ノ業務モ一般トナリ格段トナル故ニ此說ニ由リテ區別ヲ立ツルコト難シ又只今申述ヘタル說ハ前後撞着シテ區別ノ基タル可ラス左スレハ總理代人部理代人ノ區別ニ付尤穩カ



(-)Attorneys and Counsel. <sup>ノ總理代理人種類</sup>

ナル說ハ職業ノ性質ノ世間ニ知レ渡リタルモノヲ總理代人ト云ヒ其性質ノ明カニ世間ニ知レ渡ラサルモノヲ部理代人ト云フニ在ルカ如シ即チ競賣人仲人ノ如キハ其職業ノ性質世間ニ知レ渡リ居ルユヘ其權限ハ通常同業人ノ爲シ得ル丈ノ權限ヲ包含シタルモノト推測セラルハユヘ之ト取引スル他人ハ汝ノ委任セラレタル權限ハ如何ト云フテ穿鑿スルニ及ハス然シ乍ラ此ノ如ク業体明ラカナラサル代理人ト取引スル他人ハ對手ノ委任狀ヲ取調ヘタル後ニアラサレハ安心シテ取引ヲ爲スヲ得サルナリ是レ英吉利法律ニ所謂總理代人部理代人ヲ區別スル方法ノ最穩當ナル所以ナリ斯クシテ見ルトキハ如何ナルモノカ總理代人ナルヤヲ知ルコト必要ナルユヘ業体ノ通常世間ニ知レ渡リタル中ノ重ナルモノヲ左ニ掲ケン

(-) 代理人

代理法

四十七

依頼人ト代理人トノ關係ハ取りモ直サス本人ト代理人トノ關係ユヘ  
其關係ハ代理法ニ依リテ支配セラル、モノナリ  
代理人ハ其訴訟ノ進行ニ從テ通常起ル所ノ諸事ヲ取捌クノ權アルモ  
ノナリ例ヘハ代理人ハ事實ヲ自認シ訴訟ヲ中止シ又ハ訴訟ノ事柄ヲ  
仲裁人ニ委付シ<sup>5</sup>仮差押ヲ爲シ若クハ之ヲ解クコトヲ得ルナリ又英吉  
利法律ニテハ代理人ハ和解<sup>い</sup>ヲ爲ス權ヲ有スルモノト成リ居ルナリ即  
チ訴訟進行中ニ時ノ模様ニ依リ和解スルハ却テ本人ノ利益ト思フト  
キハ之ヲ爲シ得ルナリ其理由ヲ釋メレハ凡ソ訴訟ノ進行スル其間ニ  
ハ色々ノ事柄起ルモノニシテ和解スルカ却テ利益ナリト思ハル、事  
情ノ生スルコトアルニ其事情ナルモノハ忽<sup>チ</sup>現出シ<sup>チ</sup>條<sup>チ</sup>消去リ和解ノ機  
會間ニ髮ヲ容レサルコト多シ然ルニ其都度一々本人ニ和解シテモ宜  
シキカ否ヲ問合スル如キコトアリテハ大事ナル機會ヲ失フノ恐アル

ユハニ代言人ニハ和解ヲ爲スノ權ナカルヘカラストナリ乍ラ代  
言人ハ勿論善意ヲ以テ和解セサルヘカラス若シ代言人ニ於テ對手ト  
馴レ合フ如キ惡意ニ出テ和解スルトキハ其効アルヘカラサルナリ又  
特別ニ何處マテモ訴訟ヲ貫キ吳レヨト委任セラレタルトキハ訴訟ス  
ルヲ得サルナリ一體代言人ニ和解ヲ爲スノ權ヲ授クルハ理論上非難  
スヘキ所アルカ如シ何トナレハ凡ソ本人カ訴訟事件ヲ代言人ニ委託  
スルハ是非其權利ヲ伸張セント欲スルニ由ルコト勿論ノ義ナレハ代  
理人タル代言人一己ノ考ニテ和解ヲ爲スハ本人ノ素志ニ背クモノト  
スルコト通常ノ推測ナルヘキヲ以テナリ好シ又英法ノ論理ヲ可トス  
ルモ此規則ハ英吉利ニ在テコソ好結果ヲ奏スルコトナレ他國ニ於テ  
ハ其必ス然ルヲ期スヘカラス英國ノ代言人ハ財產家ノ子弟ヨリ出テ  
古來ヨリ交際社會ノ上流ニ位シ各其職業相當學識經驗ヲ具備スルノ

ミナラス其位地相當ノ品行ヲ保持スルカ故ニ世人ノ信用ヲ亨クルコト亦隨テ深シ畢竟此事情アリテ彼ノ規則アルコトナレハ此事情現存セサル國ニ於テ彼ノ規則ヲ設クルトキハ其弊害殆ント言フヘカラサルモノアラン我國ニテ代言人トシ云ヘ世人ノ之ヲ擯斥スルヲ常トス世人ノ見解ノ當否ハ兎モ角モ斯ル事情アル間ハ此規則ヲ採用セサル方カ宜シカラント存スルナリ

代言人ノ權限ハ概<sub>テ</sub>裁判ヲ得タルトキニ至リテ消滅スルモノニシテ其後ハ只裁判ノ結果タル執行ヲ世話スル權アルノミ故ニ改メテ依頼ヲ受クルニアラサレハ控訴ヲ爲スヲ得サルナリ

(二) 競賣人

英吉利ニテ競賣人トハ法律ニ依リテ手數料ヲ取り公然物品ヲ競賣ニ付スル權ヲ與ヘラレタルモノナリ通常ハ賣人ノ代理人ナレトモ一度

競リ落チトナリテ〔西洋ニテ競賣スルニハ段々價ヲ競リ上ケタル終リニ至リテ槌ヲ以テ机ヲ打ツトキハ競リ落チト成ル〕買人ノ名前ヲ署スルトキハ買人ノ代理人トナルモノナリ〔曾テ申シタル通り競賣人ノ買人ノ名ヲ署スルハ反對ノ位置ニ立ツ人ノ代理人ト爲ルヲ得サル例外ニテ其所爲ハ單ニ手業ヲ用フルニ過サルカ故ナリ〕  
競賣人ハ條件ヲ設ケテ競賣ニ付スル權アリ其他競賣ニ關スル諸事ヲ取扱フノ權アリ然シ乍ラ通常ハ現金ノ約束ニテ賣買セサル可ラス決シテ掛賣ヲ爲スヘカラス又賣物ニ就テ請合ヲ爲ス權モ有セサルナリ尤請合ヲ爲スコトヲ許サレタルトキハ特別ナリ  
競賣人ハ競賣ノ爲メ委託セラレタル物品ニ就テ先取特權ヲ有ス之ヲ英語ニリエント云フ先取特權トハ本人カ競賣ニ付シタル時ノ費用手數料等ヲ拂ハサルトキ其賣代金ヨリ他ノ債主ニ先チテ取立テ得ルト

云フコトナリ然シ乍ラ競賣人ハ賣代金ヲ受取ル權利ナキユヘ若シ買  
 手カ代金ヲ競賣人ニ拂ヘハ自ラ危険ヲ踐マサルヘカラス乃チ若シ競  
 賣人カ其代金ヲ費用スル様ノコトアルトキハ買手ハ再ヒ本人ニ向ツ  
 テ代金ヲ拂ハサルヘカラサルナリ

仲人<sup>(一)</sup>

仲人ハ手數料ヲ請取り他人ノ爲メ物品賣買ノ周旋ヲスル人ナリ乃チ  
 賣ラント欲スルモノ、爲メニハ買人ヲ見出シ買ハント欲スルモノ、  
 爲メニハ賣人ヲ見出スハ仲人ノ職業ナリ其職業斯クノ如クナルユヘ  
 賣人ノ趣意ヲ買人ニ通シ買人ノ趣意ヲ賣人ニ通シ丁度買人賣人双方  
 立合ノ上賣買スル如クセサル可ラサルナリ仲人ノ取ル手數料ハ原語  
 三<sup>(二)</sup>「ブローカレージ」ト云フ而シテ仲人ハ自分ノ名前ニテ取引スルヲ得  
 ス必ス本人ノ名前ニテ取引シ買人賣人兩方ニ證書ヲ渡スモノナリ

(三) Commission Merchants  
 (四) Factors.  
 (五) Commission  
 (六) Factorage.

賣買仲人<sup>(三)</sup>「コムミツシオンマルチヤント」又ハ<sup>(四)</sup>「ファクトル」  
 「コムミツシオンマルチヤント」云フモノハ外國ニ住スル本人ノ爲メニ  
 品物ヲ買入ル、職業ノ人ニテ「ファクトル」ハ品物ヲ賣ル爲メノ代理人  
 ナリ實際ハ横濱等ニ居ルモノハ賣買共ニ取計フ權ヲ有セリ此「コムミ  
 シオンマルチヤント」ヲ取ル手数料ヲ<sup>(五)</sup>「コムミツシオン」ト云ヒ「ファクト  
 ル」ヲ取ル手数料ヲ<sup>(六)</sup>「ファクトレージ」ト云フ然シ乍ラ此兩者ハ法律書ニ  
 モ之ヲ區別セサルモノ多ク又實際ニモ混同シテ居ルナリ  
 賣買仲人ハ仲人ト異ナリ本人ノ名前ヲ以テ契約ヲ爲スヲ得サル規則  
 ナリ开ハ便宜上ヨリ出タルモノナリ例ヘハ余カ横濱ノ甲會社ト取引  
 スルトセンニ其甲商會ノ本人ハ英國倫敦ニ住スルヤ知ル可ラス然ル  
 ニ一朝其取引上ヨリ紛紜起リタルトキハ遙々ト倫敦マテ往キテ出訴  
 セサルヘカラス豈ニ迷惑ノ至リナラスヤ先方ヨリ余ニ對スルトキモ

亦然リコレ此規則アル所以ナリ故ニ亦賣買仲人ハ本人ニ對シテハ買人又ハ賣人ノ權限ヲ有シ恰モ自分カ買人若クハ賣人本人タルノ位地ニ立コトヲ得ルモノナリ自分カ本人ノ爲メニ代金ヲ拂ヘハ其代價丈ノ權利ハ買人ニ代リテ主張スルコトヲ得又仲人ノ場合ニ於テハ品物ヲ占有スル權ナキモ賣買仲人ハ常ニ本人ノ品物ヲ占有スルヲ得又仲人ハ競賣人ト異ニシテ掛賣ヲ爲スコトヲ得又代價ヲ請取權モアリ然シ乍ラ本人ノ爲メニ請取ルヘキ金ヲ自分一己ノ負債ノ支拂ニ充ツルコトハ得サルナリ初メ英吉利法律ニテハ賣買仲人ハ本人ノ品物ヲ質入スルヲ得サリシカ近年布告ヲ以テ此權ヲ與フルニ至レリ并ハ賣買仲人ハ先取特權ヲ有シ此特權ハ品物ノミナラス賣代金ニ付テモ存スルモノナリ斯クノ如キ特權アルモノナレハ自分ノ有スル權利ノ高丈ニ付テハ特權ノ屬スヘキ物品ヲ他人ニ質入スルノ權アル可キハ當然



ナリ例へハ荷物ヲ船ヨリ陸揚スルニ費用ヲ要スルモ當時自分ニ持合  
セナキヨリ該品物ヲ銀行ニ質入レシテ金ヲ借ルカ如キ是ナリ

(-) 請負仲人「デルクレデレ」

請負仲人トハ取引スル先方ノ人ハ身代大丈夫ナリトノ請合ヲ本人ニ  
對シテ爲スモノナリ故ニ若シ其先方ノ入資産不充分ニシテ代金杯ヲ  
拂ハサルトキハ自分代リテ辨償セサルヘカラス此特別ナル契約ヲ爲  
セハ仲人又ハ賣買仲人トモニ此請負仲人ト爲ルヲ得ルモノナリ此請  
負仲人ノ必要ナルコトハ申マテモナキコトナレドモ例へハ日本ヨリ  
チーストリヤニ品物ヲ送リテ賣ラントスルニ先方ノ資産ノ有無ヲ知  
ルヲ得サルトキハ到底安心シテ送ルコトヲ得サルユヘ此請負仲人ニ  
汝チ先方ノ資産アルヲ請合フナラハ余品物ヲ送ラント云ヒ此請負仲  
人カ請合フタル上送ルトキハ誠ニ安心ナリ是レ請負仲人ノアル所以ナ

リ  
船長  
(一) マスター、オフ、シツ

船長ハ前ニ云ヘル如ク重大ノ権力アルモノニテ船ノ保護及使用ニ就  
テハ全ク本人ニ代リテ取扱ヲ爲スモノナリ其職業斯クノ如クナレハ  
終始船ノ使用ニ關スル契約ヲ爲ス權ヲ有ス乃チ雇船契約ニ依リテ船ヲ  
貸シ或ハ運送賃ヲ取りテ荷物ヲ運送スル契約ヲ爲スヲ得故ニ船長ノ  
署名シタル積荷受取證書ビル、オフ、レ、ゼ、ン、グハ船主ニ對シテ有効ナリトス(二)コノ積荷受取  
證書ハ日本ニテモ使用スルモノナルカハ確カニ承知セサレモ西洋ニ  
テハ船長ヨリ荷物ノ受取書ヲ出ス此受取書ヲ持參シテ荷物ヲ請取ル  
モノナリ若シ荷物カ紛失杯スルトキハ此證書ヲ持チ船主ニ損害ヲ要  
償スルコトヲ得ルモノナリ又船長ハ水夫ヲ雇入レ或ハ之ヲ解除スルヲ  
得其他航海ヲ爲スニ就テハ船ノ修覆又ハ食料其他ノ物品ヲ用意スル

Quasi partnership

第三者ニ  
對スル組  
合

ノ場合ニ於テ其設立ニ奔走スル人々ハ會社員ニアラスト是レ其設  
立ヲ目的トスルモ未直接ニ收益ノ目的ナケレハ從テ是等ノ設立委員  
ヲ以テ又組員トナスヲ得サルヘシ

クワイシビルトナルシツ  
准組合商業ヲ論ス

個ハ曩キニ述ヘタル如ク完全ノ組合ニアラサルモ只第三者ニ對シ組  
員タルノ義務ヲ負フ者ヲ云フ此准組合ハ左ノ場合ニ發生ス

第一 組合商業ノ利益配當ヲ受クルコト

第二 世間ニ對シ恰モ組合員タル如キ動作ヲナスニヨリ生スルコト

第一ノ場合ハ利益ノ分配ヲ受クル爲メ組合員トシテ義務ヲ負フ場合  
ニシテ此點ニ付テハ先ツ英國ノ裁判例ヲ擧ケ之ヲ説明セン

第三回

前回ノ講義ニ於テ實際組合員ニアラサルモノモ第三者ニ對シテハ組

之ニ關スル二個ノ場合

コツクス對ヒツクマンノ判例

合員ト同ク其責任ヲ負フ場合ニ二種アリテ其一ハ利益ノ分配ヲ受クル爲メ組合員トシテ取扱ハル、場合其二ハ第三者ニ對シ組合員ト思惟セラルヘキ所爲アルヨリ其責任ヲ負フ場合ナルコトヲ述ヘ了リタリ今日ハ猶ホ其詳細ヲ講述セン

第一 利益ノ配當ヲ受クルヨリ組合員ト見做サル、場合ヲ論ス己レ組合員ニアラサルモ組合ノ利益ノ配當ヲ受クルヨリシテ組合員ト認メラレ其責任ヲ負フコトアリ此場合ニ關スル著シキ判決例ハコツクス對ヒツクマンノ訴訟事件ニシテ利益ノ分配ヲ受クル爲メニ組合員ト見做サル、ヤ否ニ付テ論決セシモノナリ此訴訟ノ未タ上院ニ於テ判決セラレサル前ニハ何人ニテモ或一ノ組合營業ヨリ利益ノ配當ヲ受ケタルトキハ該營業ノ組合員ナリト認定セラレ該營業ニ關シテハ第三者ニ對シ責任ヲ負セラレタリ然レトモ此訴訟以來以上ノ法

右判例以前ノ法律

利益分配ヲ受クルモノハ組合ノ財本ヲ減盡ス故ニ組合ノ責任ヲ負ハシム

法律上制限ニ超過シタル利息ヲ貪ル

律ハ少シク變更セラレ今日ニアリテハ唯タ利益ノ配當ヲ得ルノミニテハ組合員トセラレサルコトトハナレリ蓋利益分配ノ一事ヲ以テ組合員ノ義務ヲ負擔セシムル所以ノ理由ハ利益ノ分配ヲ受クルトキハ組合ニ對スル各債主カ目的トスル處ノ財産ヲ費耗スルヲ以テ斯ク組合ノ財産ヲ費耗スル人ハ亦其組合員ト見做サ、ルヲ得スト云フニ基キシモノナリ然レトモ此理ヲ推シテ一般ニ及スコト能ハサルヘシ如何トナレハ利益ノ分配サヘ受クレハ誰人ト雖モ皆組合員トスルカ如キハ頗ル廣漠ニ過キ資本又ハ財産ヲ組合ニ出シタル者ノミナラス總テ利益ノ配當ヲ受クル者ニ向ヒ悉ク其責任ヲ負ハシムルニ至リ其極組合ノ雇員ニシテ給料ノ代リニ利益ノ分配ヲ受クル者迄モ皆組合員トナサ、ルヲ得サル如キ不都合ヲ生セシムルニ至ルヘシ又之ヲ主張スル他ノ理由ハ利息制限法ヲシテ實際ニ行ハレシムルニハ必斯ク見做サ

債主ニ對シテハ利益分配ノ一事ヲ以テ組合ト看做スニ如カス

ハルヲ得スト云フニ在リ卽チ利息制限法ニ超過シタル利子ヲ約スルヲ得サルヨリシテ名ヲ利益分配ノ一事ニ藉テ私カニ高利ヲ貪ルノ弊害ヲ矯正スルニハ利益ノ分配ヲ受クルヲ以テ組合員ノ責任ヲ負ハシムルニ如クハナシト例ヘハ茲ニ債主アリ若干ノ金額ヲ組合ニ貸付ケ其金額ノ利子ニ代ヘテ該組合ヨリ上ル利益ノ分配ヲ受クルヲ常トセリ故ニ法律ハ此金貸主ヲ目シテ其組合員ト爲シ其義務ヲ負ハシメ以テ利息制限法ヲ犯スモノヲ間接ニ防止セントセリ然レトモ此說モ利息制限法ヲ保持スル一時ノ權謀ニ出テタルモノニシテ決シテ正當ノ理由アリシニハアラサルナリ

然レトモ訴訟上往々不都合ヲ生スルコトアルヨリ爾後次第ニ是等ノ說ハ其勢力ヲ減少シ遂ニ右ノ訴訟ニ於テ左ノ如ク決定セリ卽チ只利益ノ分配ヲ受クルノ點而已ヲ以テハ組合員トナスコト能ハス其人必ス該

組合ノ營業ニ親ク  
 業ニ關スル  
 關與ハ本  
 カ又ハ人  
 人代理ア  
 ノ關係レ  
 ルニ非ト  
 ハ組合ト  
 ナスヲ得  
 ス

組合ノ仲間ト爲リ營業ニ關與シ他組合員ト互ニ權利義務ノ關係ヲ有  
 スル者ナラサルハカラス彼ノ雇人ノ如キ給料ノ代リニ利益配當ヲ受  
 グルモノハ眞ノ組合員ニアラスシテ即チ社外人ナリ何トナレハ利益  
 ノ分配ハ之ヲ受クルトモ契約上ノ關係即チ代理上ノ關係ナキヲ以テナ  
 リ故ニ其人ノ組合員タルヤ否ヲ知ルニハ組合ト利益ノ配當ヲ受クル  
 者トノ間ニ本人及ヒ代人ノ關係アリヤ又親ク營業ニ關與スル者ナルヤ  
 否ヲ定メ若シ其關係アルトキハ組合員ノ責任ヲ負ハシメラルハコト  
 トナリタリ之ヲ以テ利益分配ノ一事ニ付テハ前ニ述ヘシ第三者ニ對  
 スル組合員内外ノ區別ハ其必要ヲ見サルニ至リタリ然ルニ米國ニ於  
 テハ前陳訴訟ノ起ラサル時ト同シク此利益分配說ヲ採用セリ是莫米  
 兩法ノ異同アル一點ナリトス

第二 第三者ニ對シ組合員ト思惟セラルヘキ所爲アリタルニ付

「エスト  
ツペル」  
禁反言ノ  
適用

キ組合員ト見做サル、場合ヲ論ス

己レ世人ニ對シテ組合員ナリト信セラル、行爲アリタルニヨリ組合員タルノ責任ヲ免ル、コト能ハサルハ論ヲ俟タサルコトナリ世人ハ其者ノ意思如何ヲ問ハス總テ其人ノ行爲舉動ニ由テ信ヲ置クモノナレハ後日其意實ニ然ラサリシコトヲ辯明シテ徒ラニ其責任ヲ免レントスルモ能ハサルナリ英語之ヲ「エストツペル」即チ禁反言ト云フ法理ニ基クモノニシテ其意義ヲ簡約ニ説明セハ自己ノ所爲若クハ言語ヲ他人ニ信セラレ若シ之ヲ取消ストキニハ其人ニ損害ヲ與フルヲ以テ時アリテハ之ヲ取消スコトヲ得スト云フニ外ナラス此理ヲ組合ニ適用スルニ二個ノ場合ヲ生スヘシ一ハ從前ヨリ毫モ其組合ニ關係スル所ナキモ只組合中ニ其名前ヲ出シタルノ故ヲ以テ其責任ヲ負フコト二ハ既ニ其組合ヲ退キタレトモ世人ニ對シテ其報告ヲ爲サ、リシ故ニ仍ホ組



General partnership  
Special partnership

合員ト看認メラル、トキ是ナリ第二ノ場合ハ退社ノ趣キチ世人ニ通セサリシヲ以テ世人ハ未タ其人ノ組合員タルコトヲ信シテ取引ヲ爲セシ如キ是其人ノ不注意ナリシヲ以テ自ラ其責ヲ負ハサルヘカラス然ノミナラス兼テノ得意先キニハ特ニ格段ノ通知ヲナサ、ルヘカラス其詳細ハ後日解説スルコトアルヘシ

組合ノ種類ヲ論ス

組合ノ種類トハ組合員中互ニ其權利義務ノ關係ヲ異ニスル場合ナリ其種類ニ大凡五アリ

第一 總業組合（ろ）セ子ラルバルトナルシツプ

第二 專業組合（は）スペシヤルバルトナルシツプ

右ハ畧ホ同一ノモノニシテ別ニ權利義務ノ關係ニ異同ナク唯總業組合ハ汎ク各種ノ營業ヲ目的トシテ成立スルモノ專業組合ハ特ニ一種ノ

營業ヲ目的トシテ成立スルモノナリトス

第三 <sup>12</sup>有限組合「リミツテツトパルトナトシツブ」

此組合ハ普通法上曾テ知ラレサルモノニシテ凡テ一ノ成文律アリテ始メテ其成立ヲ見ルモノナリ先ツ佛有限組合ノ性質ニ由テ見レハ有限組合員ナルモノハ其名ヲ顯ハサス又自ラ營業ニ干與セサルモノニシテ組合トノ契約ハ書面ニ之ヲ認メ登記スルコトヲ要スルモノナリ此組合員ハ資本ヲ出シテ利益ノ配當ヲ受クルモ其責任ハ單ニ資本金高ニ止マリ其私産上ニ波及セサルモノナリ

第四 <sup>13</sup>名義組合「ノミナルバルトナルシツブ」

是ハ前ト反對シテ已レハ實際其組合ニハ關係セス亦利益ノ配當ヲ受ケサルモ只世間ニ組合員トシテ名前ヲ出スノミナリ此組合員ヲ稱シテ名義組合員ト云フ

組合員  
共有者ト  
區別ト

True Partnership

Dormant Partnership

第五 非役組合ドルマントバルトナルシツプ

非役組合トハ其名義ヲ世間ニ顯スト否トニ拘ラス實際真正ノ組合員ナルモ只營業ニ從事セサルモノヲ云フ故ニ非役組合員ト有限組合員トノ區別ハ第一非役組合員ハ其責任ニ付テハ毫モ真正ノ組合員ト異ナルコトナシト雖モ有限組合員ハ其責任已レカ出シタル資本高ニ止マルモノ第二非役組合員ハ訴訟ニ其名義ヲ顯ハスト雖モ有限組合員ハ公然訴訟ニ關與スルヲ得ス

第六 真正ノ組合員ツルーパールトナルシツプ

個ハ即チ適法ノ意義ニ用ヒラレタル普通組合員ニシテ特ニ説明ヲ要セス  
組合員ト共有者トハ大ニ異ナル所アリ左ニ之ヲ詳ニセン  
其一 組合ハ契約ヲ以テ成立スルモ共有者ハ之ヲ要セス例ハハ財産

組合法

三十一

四九

ノ相續人ハ共有者ナルモ組合員ニアラス

其二 財産ヲ共有スルニハ強ク損益ヲ共擔セサルモ可ナリ然レトモ

組合ニハ必ス利益分配若クハ損失共擔ノコトナカルヘカラス

其三 財産共有者ハ自己ノ所有權ヲ他ニ讓ルコト隨意ナリト雖モ組

合員ニ於テハ互ノ承諾ナカルヘカラス

其四 組合ノ成立ハ契約ヲ主トス而シテ其間ニ常ニ本人代理人ノ關

係アレトモ共有者ニハ此關係ナシ

其五 財産共有者ハ其財産ニ對シ抵當權ヲ得サルモ(共有財産ノ爲メニ費用ヲ拂ヒタ

ノルト)組合員ハ之ヲ有ス

其六 不動産共有者ハ之ヲ分割シテ所有スルコトヲ得レトモ他ノ承

諾ヲ經スシテ全部ヲ賣却スルヲ得ス之ニ反シ組合員ハ通常財産分割

ノ權ナクシテ却テ時トシテハ財産賣却ノ權アリ(解散スルト)

(解散スルト)

\*Premium  
 Failure of consideration

Consideration of the  
 partnership contract

其七 財産賣買上ヨリ生スル利益ヲ目的トシテ之ヲ所有スルモノハ  
 組合ナリ只分配ノ目的ヲ以テ財産ヲ購求スルモノハ組合ニアラス  
 組合契約ノ約因ヲ論ス(コンシドレーション、チフ、ゼー、バルト  
 ナルシツプ、コントラクト)

凡ソ組合商業ノ契約ハ他ノ契約ト同シク相當ノ約因アルコトヲ要ス  
 然シテ其約因ハ資本勞力ヲ供スルコト他ヘ對シ責任ヲ負フヘキコト  
 等種々アルヘシト雖モ全体ヨリ之ヲ論スルトキハ特ニ格別ナル約因ヲ  
 要セス組合員各自ノ合意カ組合契約全部ニ向テ互ニ其約因ヲナスモ  
 ノナリ

約因消滅ノコトヲ論ス  
フエリユニアチフコンシドレーション

既ニ營業スル所ノ組合ニハ自然其商店ノ名聲ナルモノアルヲ以テ新  
 タニ入社セントスル者アルトキハ入社金トシテ若干ノ金額ヲ拂込ム

組合法

三十三

五一

五〇

新ニ組合ニ加入スルモノハ入社金ヲ拂込テ慣例トス  
 組合解散ハ約因ノ消滅ナリ  
 入社金取戻ニ關スル二個ノ問題

チ普通ノ習慣トス今茲ニ入社金拂込ノ後組合解散スルコトアレハ加入者ハ解散チ理由トシテ入社金拂戻ヲ請求スルノ權アリトス是組合ノ成立ハ加入者ニ對シ入社金差入契約ノ約因ニシテ組合解散スルトキハ是レ恰モ約因ノ消失ト一般ナルカ故ニ契約法ノ原則ヲ適用シ加入者ハ己レノ契約ヲ取消シ入社金ヲ取戻スコトヲ得ルモノナリ而シテ若シ組合員ニ欺カレ入社金ヲ拂込ミタルモノアレハ是レ組合員ニ詐欺ノ所爲アルモノナルカ故ニ之ヲ理由トシテ入社金ノ取戻ヲ請求シ又ハ損害ヲ要償スルコト容易ナリト雖<sub>モ</sub>組合員ニ詐欺ノ所爲ナキ場合ニ於テ稍々適用ノ際困難チ生スルコトアリ則<sub>チ</sub>此場合ニ於テハ自ら二個ノ問題ヲ決スルヲ要ス曰ク第一何ナル場合ニ於テハ入社金ハ之ヲ取戻スコトヲ得ルヤ第二若シ取戻シ得ヘキニ於テハ其全部ナルヤ將タ幾部ナルヤノ二點ナリトス今之ヲ順次説明センニ彼ノ組合營業

ルハ背理ノコトニシテ策ノ得タル者ニ非ラス殘虐ナル法律ハ之ヲ制定シ得ルノ權利アルヤ否ハ暫ク措キ立法者ノ無智ト行政權ノ虛弱ヲ證明スルモノニシテ是レ恰モ各困難ニ適應スル全般ノ救濟ヲ施スコトヲ知ラスシテ病者ニ賣藥ヲ進メルト一般ナリ斯ノ如キ法律ハ人民ヲ懲治スルヨリモ寧ロ之ヲ減込セシムルモノト云ハサル可カラス故ニモ苟刑罰ノ目的ヲ達セント欲セハ大小輕重犯罪ニ適應スル刑罰ヲ設ル可カラス良シヤ斯ノ如キハ理論上ニ止リ實際決シテ爲シ得可カラサルコトトスルモ賢明ナル立法者ハ重ナル區別ヲ設ケ國事犯罪者ニ科スヘキ刑罰ヲ以テ輕罪犯者ニ加フルカ如キコトヲ爲サ、ルヘシ要スルニ刑罰ノ性質及程度ニ就テ區別スルヲ得サルモノトセハ罪狀ニ就テモ亦區別ヲ要セサルナリ

## 第二編 犯罪ノ能力ヲ具備スル人

第一章 罪ヲ犯シ得ル人

前編ニ於テ犯罪及ヒ刑罰ノ性質ヲ述ヘタルヲ以テ是ヨリ罪ヲ犯シ得ル人即チ如何ナル人ハ法律ノ責ヲ免ル、ヲ得ス又如何ナル人ハ之ヲ免ル、ヲ得ルヤヲ講窮スヘシ

罪ヲ犯シ得ル人トハ之ヲ裏面ヨリ言ヘハ如何ナル人ハ法律ニ違反スル所爲アルモ其責ヲ免ル、ヤト云フト同一ニシテ元來一國ノ治下ニ浴スル人民ニシテ苟モ其國法ニ背反スル所行アルトキハ刑罰ノ責ヲ免ル、能ハサルカ一般ノ原則ナルヲ以テ罪ヲ犯シ得ル人ノ如何ヲ説クニハ其裏面即チ如何ナル人ハ刑罰ノ責ヲ免レ得ルヤノ所謂變則ヨリ説明スルヲ以テ便利ナリトス

法律ヲ以テ禁スル行爲アルモ之ヲ宥恕シテ其罪ヲ問ハサルノ理由種々アリト雖其歸着スル所ハ一ニシテ意思ノ欠乏即チ是ナリ凡人タル



Act  
Will  
は

ナ問ハス自ラ企圖セスシテ不意ニ好事ヲ爲シタリトテ其賞譽ヲ得ル能ハサルト均シク惡事ト雖不意ニ出タルトキハ其刑罰ヲ施ス能ハス故ニ善行ヲ賞スルモ惡事ヲ罰スルモ全ク行爲者意思ノ存否如何ニ在ルモノニシテ人爲法上充分ノ犯罪ト認ムルニハ必スヤ行爲ト意思ノ結合ナカル可カラス惡事ヲ爲サント企ル念慮ハ固ヨリ惡ムヘク嫌フヘキコトナリト雖苟モ之ヲ行爲ニ現サ、ル以上ハ其存在ヲ發見スルノ方法ナキヲ以テ惡意ヲ懷ク者ノ自白アル場合ヲ除クノ外ハ人爲法ヲ以テ之ヲ罰スルヲ得サルナリ加之ナラス人ノ精神ニ立入りテ惡意ノ存在ヲ推定スルハ到底得可カラサルコトナルカ故ニ法律ヲ以テ刑罰ヲ施スニハ必ス惡意ノ存在行爲ニ現ハル、カ又ハ他ニ其存在ヲ證明スルモノアル場合ニ限ルモノトス斯ノ如ク惡意アルモ惡行ナク惡行アルモ惡意ナケレハ犯罪トナラサルヲ以テ人爲法上犯罪ヲ組織ス

~Outward  
force

外部ノ勢  
Will sits neuter

立意ノ中  
Defect of Will

辨別力ノ  
缺乏

ルニハ第一惡意次ニ其惡意ヲ表明スルノ行爲アルヲ必要トスルナ  
リ

茲ニ意思ト行爲ノ二者分離シテ相結合セサル場合三アリ

第一 辨別力ノ缺乏セル時

辨別力ナキ者ハ是非善惡ノ選擇力ナシ既ニ選擇力ナキ以上ハ固ヨリ  
故意ノ行爲アル能ハス故ニ辨別力ナキ者ハ意思ヲ以テ其行爲ヲ制ス  
ル能ハサルナリ

第二 辨別力ヲ有シ意思ノ存在充分ナル人ト雖行爲ノ當時ニ於  
テ意思ノ活動セサル時

是偶然或ハ無識ヨリ起ル場合ヲ指スモノニシテ行爲カ意思ニ背馳ス

ルニモ非ラス又結合スルニモ非ラスシテ意思全ク中立スル時ヲ云フ

第三 外部ノ勢力及強迫ニ依テ行爲ヲ抑制セラレタル時

Infancy  
インフ  
ンシー  
幼年者

此場合ハ外部ヨリ強迫セラレ意思ニ背馳スル行爲ヲ指スモノニシテ  
意思ノ存在スルモ外部ノ強迫ニ敵スル能ハサル時ヲ云フナリ  
右第一ノ部類ニ屬スル者ハ幼年、白痴、瘋癲、及醉狂者等ニシテ災害不幸  
等ニ遭遇シ若クハ無識ヨリシテ或ル事ヲ爲シタル者等ハ第二ノ部類  
ニ屬シ他人ノ強迫又ハ必要等ヨリシテ犯罪ノ所爲アリタル者ハ即チ  
第三ノ部類中ニ位スルモノトス  
是ヨリ右ニ列舉シタル三部類ニ就テ順次之ヲ詳説スヘシ

## 第二章 辨別力ノ缺乏

### 第一節 幼年者

正邪善惡ノ辨別力ヲ有セサル小兒ハ決シテ刑法ノ責任ヲ負擔セシム  
ルヲ得ス然レトモ凡何歳ニ達スレハ辨別力ヲ有スルモノトスルヤ否  
ハ各國其制限ヲ異ニスルモノナレハ茲ニ一定スルヲ得ス羅馬法ノ如

キハ二十五歳以下ヲ三段ニ區別セリ

第一段 生レテヨリ七歳ニ至ル間

第二段 七歳以上十四歳ニ至ル間

第三段 十四歳以上二十五歳以下

右第二段ノ七歳以上十四歳以下ヲ又更ニ小分シテ七歳ヨリ十歳六ヶ月ト十歳七ヶ月ヨリ十四歳迄ノ區別ヲ設ケタリ第一段ノ生レテヨリ七歳ニ至ル迄ト第二段ノ上半部即チ七歳以上十歳六ヶ月ニ達スル間ハ犯罪ノ所爲アルモ刑罰ヲ科スル能ハスト雖十歳七ヶ月以上十四歳ニ至ル間ハ若シ辨別力ヲ具備スルコト判然タルトキハ刑罰ヲ科スルヲ得ルナリ然レトモ此場合ニ於テハ充分ノ酌量減刑ヲ用ヒサル可カラズ第三段ノ十四歳以上ノ者ハ他ノ丁年者ト均シク如何ナル重刑ヲモ適用シ得ルモノニシテ死刑ニ處スルモ固ヨリ妨ケナキナリ

英國ノ法律ニテハ廿一歳未滿ノ者カ普通ノ輕罪ヲ犯シタルトキ例ヘ  
ハ道路橋梁等ノ修繕ヲ怠リ又ハ之ト同様ノ罪ヲ犯シ禁錮罰金等ノ刑  
ニ處スヘキ者廿一歳未滿ナレハ之ヲ免恕スルト雖モ公安妨害、暴動、歐  
打、僞誓及詐僞犯等ノ如キハ廿一歳未滿ノ者ト雖之ヲ罰スルモノトス  
死刑ニ處スヘキ場合ニ於テハ更ラニ年齢ヲ嚴密ニ限リタルモノニテ  
サキソン時代ノ法律ニ由レハ十二歳ノ者ヲ以テ他ノ丁年者ト同様ノ  
刑罰ニ處シタリ十二歳ヨリ十四歳マテノ間ハ其人ノ辨別力ノ有無ニ  
由テ或ハ處刑シ或ハ處刑セサルコトアリ是レ十二歳ヨリ十四歳マテ  
ノ間ハ辨別力ノ存否判然セサルヲ以テナリ然レトモ十二歳以下ノ者  
ハ故意ヲ以テ罪ヲ犯シタリト爲スヲ得ス又十四歳以後ノ者カ實際罪  
ヲ犯シタル場合ニ於テ意ナクシテ之ヲ犯シタリト推定スルヲ得サル  
モノナルヲ以テ或ハ處刑シ或ハ處刑セサルコトアルモノトス

年齢ニ關  
セス辨別  
力ノ如何  
ニ依テ罪  
ヲ決定ス

然リト雖エドワルド三世以降ハ斯ノ如ク年齢ノミヲ以テ罪ノ有無ヲ  
決スルノ法律ヲ廢シ犯罪者ノ理會及ヒ辨別力ノ強弱如何ヲ標準トシテ  
罪ノ有無ヲ定ムルモノトセリ如何トナレハ十一歳ノ中兒モ十四歳ノ  
者ト均シク奸智ニ長スル者ナキヲ保ス可カラス又七歳以下ノ小兒ノ  
如キハ天性上辨別力ヲ有セサルカ故ニ固ヨリ之ヲ以テ重罪犯者ト爲  
スヲ得ス然レトモ或場合ニ於テハ八歳ノ小兒モ猶重罪犯者ト爲スコ  
トアリ是十四歳以下ノ小兒ハ犯罪ノ資格ヲ有セサル者ト推定スルカ  
一般ノ通則ナリト雖若シ裁判官或ハ陪審官ニ於テ善惡ノ辨別力ヲ有  
スルモノト認ムルトキハ十四歳以下ノ者ト雖死刑ニ處シ得ルヲ以テ  
ナリ現ニ十七世紀中放火犯ヲ以テ八歳ノ小兒ヲ死刑ニ處シタルコト  
アリ其後又謀殺犯ヲ以テ十歳ノ童子ヲ死刑ニ處シタルコトモアリ何  
レモ是非ノ辨別力ヲ有シ惡意ノ存在スルコトヲ判官ニ於テ認メタル

Lunatic idiot

瘋癲  
白痴  
イヂヂツト  
リユーナチツク

ニ依ルナリ要スルニ犯罪者ノ年齢ニ關セス實際惡意ノ存在スル場合ニ於テ之ヲ罰スル所以ノモノハ單ニ少年タルノ故ヲ以テ刑罰ヲ免レシムルトキハ少年ハ如何ナル惡事ヲ爲スモ其責ニ任セサルヲ以テ如何ナル惡事ヲモ爲シ得ヘシトノ思想ヲ一般ニ傳播セシメ社會ニ大害ヲ來スノ恐レアルヲ以テナリ然レトモ斯ノ如キ場合ニ於テハ必ラス惡意ノ存在シタルコトヲ充分ニ證明セサル可カラス而シテ十四歲以上二十一歲以下ノ者ハ前ニ述ヘタル變例ノ場合ヲ除クノ外ハ一般ニ犯罪ノ資格ヲ有スルモノトシ二十一歲以上ニ至レハ法律上年齡ニ關スル變例ヲ設ケサルナリ

第二節 瘋癲、白痴者

瘋癲、白痴者モ是非ノ辨別力ナキヲ以テ刑罰ノ責ヲ免ルモノナリ而シテ瘋癲者ニ適用スル法律規則ハ容易ニ之ヲ白痴者ニモ適用シ得ルヲ

以テ刑法上瘋癲、白痴者若シ犯罪ノ當時果シテ精神錯亂智覺ヲ失シタルトキハ常事犯國事犯ノ別ヲ問ハス總テ之ニ刑罰ヲ科スルヲ得サルモノトス又英國ノ慣習法ニ依レハ尋常ノ智覺ヲ有スル人重罪ヲ犯シタル後其罪狀告發前ニ於テ若シ精神錯亂スル等ノコトアルトキハ之ヲ告發スルヲ得サルモノトセリ蓋シ精神錯亂中ナレハ適當ノ答辨ヲ爲シ能ハサルヲ以テナリ又答辨ヲ附シタル後ニ發狂シタルトキハ之ヲ審問スルモ自ラ辨護シ能ハサルヲ以テ暫ク其審問ヲ中止スルモノトス若シ既ニ審問ヲ終ヘタル後其裁判言渡前ニ於テ精神錯亂スルトキハ其裁判言渡ヲ止メ既ニ判決ヲ受ケタルモ未ダ之ヲ執行セサル以前ナレハ其執行モ亦之ヲ中止スルモノトス是犯罪者ヲシテ若シ精神錯亂スル等ノコトナカラシメハ或ハ其裁判又ハ執行ヲ停止スルニ足ルノ證據ヲ提供シ得ルヤモ期シ難シト云フ理由ニ基クモノナリ



○英文法律書出版前金購買者募集廣告

實務ニ急需アル學術ハ法律ニ若クハナシ實地應用ニ適切ナル法律ハ英吉利法律ニ若クハナシ抑本校ハ邦語ヲ用ヒ主トシテ英吉利法律ヲ教授シ世務ニ能堪ノ士ヲ養成セシムルニコトヲ勤メリ然ルニ熟<sub>レ</sub>社會ノ情勢ヲ察スルニ今ヤ内外人ノ交際日ニ繁キヲ致スノ秋ニ方リ區々邦語ニ依リ外國法律ヲ授クルカ如キハ未以テ有爲ノ士ヲ陶冶スルニ足ラサルナリ本校夙ニ此ニ見ル所アリ本期ヨリ英語及歐文法律書攻修ノ科目ヲ創置セリ然ルニ之ヲ實施スルニ方リ大ニ不便ヲ感スルモノハ英吉利法律書ノ價值極メテ高貴ニシテ尋常學生ノ容易ニ購求スル能ハサル是レナリ加之坊間書肆ニシテ英吉利法律書ヲ蓄フル者甚稀ニ今試ニ各肆ノ律書ヲ網羅スルモ尙本校教科書ニ供スルニ足ラサルナリ是ニ於テカ本校ハ斷然資ヲ擲チテ英書ノ翻譯ニ從事シ務メテ其價ヲ廉シニテ專ラ本校學生ノ教科書ニ充テ傍ラ江湖諸士ヲシテ容易ニ英法ノ原書ヲ購讀スルノ便ヲ與ヘント欲ス若夫レ出版及購求ノ方法ノ如キハ左ノ數箇條ニ就キテ了知セラレシム

第一條 第二科第一年級ノ教課用ノ爲メ初步ノ法律書中ノ最善良ナル者ヲ選ヒ翻譯スルニ付前金購買法ニ依リ廣ク江湖ノ需ニ應ス

出版書目○ブラクストン氏英法註釋一八八〇年新版○アンソン氏契約法○アンダーヒル

氏私犯法○マークビー氏法律論綱○スミス氏商法○ウチルリアム氏不動産法○テ  
リー氏法律原論○ブルーム氏英法註釋○スミス氏訴訟法

第二條 書籍ハ中形ノ冊子體ニ編輯シ毎月三回ニ分子之ヲ出版シ一回ノ紙數一百ペ  
ージ内外ニシテ一ページ凡十字詰四十行トス

第三條 一冊ノ定價ヲ四十錢トシ前金購買者ヘハ特ニ二割五分引即三十錢ノ代價ヲ  
以テ配付ス

第四條 前金購買者ハ一ヶ月分ノ代價即金九十錢ヲ前月末マテニ當校會計掛ヘ拂込  
ムヘシ

第五條 英吉利法律學校内外生徒ハ格別ニ五割引即一冊二十錢ノ代價ニテ購買スル  
コトヲ得但代價拂込手續ハ第四條ニ據ルヘシ

第六條 今回ノ出版ハ第一條ニ記載ノ書籍ヲ悉ク出版シタルトキハ第一回ノ英文出  
版事業ヲ了リタルモノトス

第七條 今回出版ノ書籍ハ英文法律書中ノ純粹ナル者ヲ撰拔シタルナレハ各専門公  
私諸學校及地方中學校師範學校等ノ教課書ニ最適當ナリトス

東京神田區錦町

英吉利法律學校

明治十九年十月

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

法學通論	契約法	私犯法	親族法	刑罰法	代理法	組合法	動產委託法	合衆國法律	英國刑法	羅馬法	判決錄	理論財學	英語學
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
山田喜之助	土方寧	奧田義人	山田喜之助	岡山兼吉	菊池武夫	松野貞一郎	元田肇	シドモール	澁谷惺爾	渡邊安積	坪井九馬三	駒井重格	菅沼達吉

第二學年

流通證書法	商船法	治罪法	保險法	國際公法	訴訟法	オーストラリア法	チン氏法	合衆國法律	判決錄	萬國公法論	訴訟演習	英語學
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
土方寧	高橋健三	木下廣次	伊藤梯治	高橋捨六	關直彦	增島六一郎	シドモール	渡邊安積	イーストレーキ	萬國公法論	萬國公法論	菅沼達吉

一 法律原論 ブルーム氏	一 私犯法 テリー氏	一 契約法 アチソン氏	一 訴訟法 スミス氏	一 第二科教課及受持講師姓名 スミス氏 第一學年	一 臨時講義 臨時講義	一 成法理論 成法理論	一 卒業論文 卒業論文	一 英語學 英語學	一 訴訟演習 訴訟演習	一 公法論 公法論	一 動產差押法 動產差押法	一 萬國公法論 萬國公法論	一 合衆國法律 合衆國法律	一 立法學 立法學	一 日本法令 日本法令	一 オーストラリア氏 オーストラリア氏	
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法科大學教頭 米國法律學士	法科大學教頭 米國法律學士	法學士	法學士	法學士	博言博士 イーストレーキ	パリストル リッチファイルド	パリストル フワイロロジ、イーストレーキ	米國法律學士 シンドモール	全上	全上	米國法律學士 金子堅太郎	
澁谷慥爾	奧田義人	土方寧	増島六一郎	合川正道	小村壽太郎	穂積陳重	高橋健三	高須碌郎	イーストレーキ	リッチファイルド	リッチファイルド	シンドモール	シンドモール	全上	全上	金子堅太郎	
法律沿革論 メイレン氏	一 法律學 メイレン氏	一 法律牴觸論 ホルランド氏	一 破產法 ウエストレイキ氏	一 法學 ホルランド氏	一 國際公法 ホルランド氏	一 會社法 ウールシー氏	一 流通證書法 ポロツク氏	一 證據法 パイル氏	一 不動產法 ウイルリヤム氏	一 買賣法 ベンジャミン氏	一 代理法 ストリー氏	一 英法註釋 ブラックストーン氏	一 英法註釋 ブラックストーン氏	一 英法註釋 ブラックストーン氏	一 英法註釋 ブラックストーン氏	一 英法註釋 ブラックストーン氏	一 英法註釋 ブラックストーン氏
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
高橋健三	江木衷	渡邊安積	増島六一郎	江木衷	岡山兼吉	奧田義人	土方寧	渡邊安積	元田肇	高橋捨六	山田喜之助	山田喜之助	山田喜之助	山田喜之助	山田喜之助	山田喜之助	山田喜之助

一憲 了モス氏 法 法學士 伊藤悌治

一衡 スネル氏 法 米國 法律學士 小村壽太郎

右之通り改定候也

東京神田錦町貳丁目貳番地

### 英吉利法律學校規則抜抄

第七章 校外生規則

第一款 講義録

第三十八條 通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ第三十九條 種類 講義録ハ第一等級講義録第二等級講義録第三等級講義録ノ三種トス但第三等級講義録ハ明治二十年九月ヨリ之ヲ出版ス  
第四十條 出版日 第一等級講義録ハ毎土曜日ニ發兌シ第二等級講義録ハ毎水曜日ニ之ヲ發兌ス  
第四十一條 紙數 講義録ハ都テ一冊ノ紙數九十九ページニ限リトス  
第十二條 記載事件 講義録ハ講義ヲ記載

スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載スルモノトス

第二款 校外生入學在學規則

第四十三條 通則 何人ニ限ラス本規則ニ從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試験ヲ要セス何時ニテモ入學ヲ許ス

第四十四條 教科及修業年限 教科及修業年限ハ校内生ニ同シ

第四十五條 講義録配付 校外生ニハ每週一回英吉利法律講義録ヲ配付スヘシ

第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望ニ依リ試験ノ上之ヲ授與スヘシ

第四十七條 入學手續 校外生タラント欲スルモノハ其氏名、族籍住所、年齢ヲ記シタル入學證ニ束修並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ申込ムヘシ

第四十八條 入學證 校外生入學證難形

私儀令能貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則堅ク相守可申候仍テ證書如斯候也 宿所族籍

年月日

姓

名印

英吉利法律學校御中

第四十九條東修 校外生ハ東修金五拾錢

ナ納ムヘシ 第五十條月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月

謝金七拾錢ヲ納ムヘシ 但前納セサルモノハハ講義録ノ配付ヲ

見合スヘシ 第五十一條増金 將來印刷費遞送費等増

加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ 納メシムルコトアルヘシ

第五十二條月謝金不返付 既ニ受領シタ

ル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學

スト雖之ヲ返付セス 第五十三條住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏

名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ

通知スヘシ 第五十四條月謝金遲滯 月謝金不納ニケ

月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ

故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續

ヲ爲サシムヘシ 第五十五條月謝金送付手續 月謝金ヲ爲

替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町

二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼

吉ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ

第五十六條同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス

通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配

達料一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ 第三欸 校外生質問規則

第五十七條通則 本校々外生講義録ニ登

載スル諸課目ニ限り疑問アルトキハ通信

ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問

ハ一切答案ヲ付セサルモノトス 第五十八條質問信書 質問信書ニハ講義

録ノ號數合本ニ爲シタルタメ號數ノ見課目了數

ヲ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第五十九條答案 凡質問ハ質問委員ニ於

テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認

ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難

キモノハ答案ヲ付セサルヘシ 第六十條問答記載 質問及答案ハ時々講

義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ 第六十一條質問信書名宛 質問信書ハ本

校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

廣 告

○第三號中組合法ト成法理論トノ間一枚  
脱紙ノ如クアレトモ右ハ植字ノ誤ナリ

法學士 渡邊安積先生講述

# 羅馬法 完

最上等洋綴  
定價金壹圓

校外生諸君へハ特別廉價七十錢ニテ  
賣渡ス 但郵税金三十二錢

現今獨逸ニ於テ法理學ノ泰斗ト仰カルハ  
博士イエリング氏曾テ謂ヘルコトアリ  
曰羅馬ハ三タヒ世界ニ號令シ世界ヲ統一  
セリ第一回ハ武威ヲ以テシ第二回ハ教權  
ヲ以テシ第三回ハ法律ヲ以テセリト英吉  
利ノ法理學士メイン氏モ亦曰羅馬法ハ  
古來尊重敬禮ヲ以テ遇セラレサルノ世ナ  
ク泰西諸國法律ノ大部分ハ實ニ羅馬法ニ  
根據スル者ナリト蓋曰今我國ノ制度ハ模  
範ヲ歐米ノ法律ニ取リテ益改良進歩セン  
ト欲スル者ナレハ羅馬法ノ我國ニ進入ス  
ル勢避ク可カラサルノコトタリ然ラハ則  
世ノ法律ノ學ニ從事シ我國ノ法律制度ノ  
改進ヲ以テ自ラ任セント欲スルノ士ハ豈  
一日モ羅馬法ノ攻究ヲ緩慢ニ付シテ可ナ  
ランヤ唯憾ラクハ羅馬法ノ邦語ヲ以テ綴  
リタル者世甚稀ナリ本書ハ則テ法學士渡邊  
安積君カ先キニ東京大學ニ於テ講述シタ  
ルモノヲ修正補綴シタル所ニ係リ羅馬法  
ノ京理要則ヲ彙集分析シ其明晰ナル歴々

掌ヲ指スカ如シ學者幸ニ此法理ノ無盡藏  
ヲ座右ニ備フルトキハ其益タル蓋普通ノ  
法律書數百卷ヲ有スルニ倍セン  
**發兌** 東京馬喰町二丁目 島村利助  
全本郷春木町三丁目 全支店

## 訴訟鑑定約定起算相談

バリストル 法學士 增島六一郎 英米  
代官人 增島六一郎 法律

ノ實地ヲ研究スルノ後 第一着 誤リタ  
我訴訟ノ有様ヲ見ルニ 殊ニ然  
終ヒニ救フニ道ナ 地方事件 リ依テ 通

キモノ少ナカラス 地方事件 殊ニ然  
終ヒニ救フニ道ナ 地方事件 リ依テ 通

信局 代官人 增島六一郎 英米  
代官人 增島六一郎 法律

取引等ニ關 社起業約定 内外商業  
シ當初ヨリ 害失敗ヲ 未萌 助方ヲ爲

ントス 倫敦 ナル船舶幅輳ノ中央ニ於 衝  
且英國 倫敦 テ實地ニ專ラ研究シタル 衝

突保險 等ニ關スル訴訟ハ專務 遠地ノ  
ニ之レヲ取扱ハントス 遠地ノ 諸

君ト雖事件ノ情况ヲ 回答 セン但シ規則  
御記送アラハ急速ニ 回答 セン但シ規則

第進呈スヘシ 回答 セン但シ規則  
御記送アラハ急速ニ 回答 セン但シ規則

東京日本橋區 本局 横濱居留地 出張所  
檜物町六番地 六十番館

東京日本橋區 本局 横濱居留地 出張所  
檜物町六番地 六十番館

20131016

本校參考用書目

左ノ書籍參考用ノ爲メ本校生徒ニ限リ特別廉價ヲ以テ讓渡シ候

法學士渡邊安積編輯

○羅馬法

定價金壹圓  
特別廉價金七十錢  
遞送費三十二錢

法學士渡邊安積講義

○アンソンの契約法

定價一冊金八錢  
又八十錢  
十三冊マテ出版濟

法學士山田喜之助著

○英米代理法

定價金壹圓  
特別廉價金七十五錢

法學士山田喜之助著

○補註英國私犯法

定價金七十五錢  
特別廉價金五十錢

法學士山田喜之助著

○麟氏會社法

定價金壹圓三十錢  
特別廉價九十五錢  
遞送費金十四錢

○校外生諸君中九月分ノ月謝ハ半額タルヲ知ラスシテ全額ヲ拂込ミタルモノアリ右ハ本月分ノ内ニ操入レタリ  
本校ノ事務ハ校長以下七種ニ區別シ從テ其執ル所ノ事ヲ異ニスルヲ以テ文通セラ  
ル、トキハ左ノ項ニ準據シ書柬ノ表面ニ明記セラルヘシ(一)學校全体ニ關スル一切ノ件ハ幹事宛(二)金錢上ニ關スル件ハ會計掛宛(三)學科試驗入退校規則ノ問合ニ關スル件ハ教務掛宛(四)講義錄ノ遞送請求未着遲滞ノ件ハ講義錄掛宛(五)編輯上一切ノ件ハ編輯掛宛  
右ノ外ハ諸君鑑識類推シテ各其掛ニ宛テラレヨ

明治十九年十月十六日 (定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎

印刷人 大谷木備一郎

編輯人 澁谷慥爾

發行所 神田錦町貳丁目貳番地  
英吉利法律學校